

至ることもあり、和解に至るまで慰謝料に対して発生する5パーセント/年の遅延損害金は決して無視できない金額となる。この問題も引き続き要請を続け、最高裁判決に基づく公正な対応を国がしていくよう求めていきたい。

12月21日と22日には、例年実施している厚生労働省の石綿労災認定事業場の発表にあわせて実施したホットラインでも全国で約200件の相談が寄せられており、この中には和解の可能性のある被害者もいた。個別の周知

後、それを受け取った被害者らの提訴が12月12日以降、大阪や神戸を筆頭に岐阜・静岡・佐賀・埼玉・北海道などで提訴が続々とされている。石綿製造工場に守衛として勤務して被害を受けた者の和解も協議されているなど、単純に石綿製造業だけではなく、局所排気装置の設置で被害を防ぐことができたのかという論点で業種・職種がどこまで広がってくるのかも注視して



いく必要がある。

(澤田慎一郎)

た。裁決の概要は、75頁の(1)～(6)に示されたとおりである。

ほかにも同様の事案があると考えられ、2017年6月9日の衆院厚生労働委員会で堀内照文衆議院議員がこの問題も取り上げた。労働基準局長と堀内議員のやり取りを引用する。

「○山越政府参考人 御指摘をいただきました労働保険審査会の裁決でございますけれども、これは、御指摘もございましたように、個別事案の実態を把握した上で、定年退職を契機として、一旦会社を離職し、その後、新たに会社と従前とは異なった内容の労働契約を締結して、会社に改めて再雇用されたものと見るのが相当として、継続勤務ではないと判断したものと受けとめております。

したがいまして、今後におきましては、定年退職後に再雇用された労働者の業務上疾病に係る給付基礎日額の算定でございますけれども、労働保険審査会の裁決などを踏まえまして、個別の事案につきまして適正に判断をしまいたいと思います。

○堀内(照)委員 今、労働保険審査会の裁決を踏まえてと言っていました。

この裁決が出た後にも、各労基署ですとか地方の審査官の決定なんかを見ますと、単に同じ職場で働いているからということで継続とみなされているという場合がかなりあるわけなんです。そのうちのひとつで、こういう文言もありました。その理由に、じん肺については作業転換の特例が

給付基礎日額問題一部改善

厚労省●定年退職後同一企業に再雇用

労災認定されても、給付基礎日額が低額だという問題がある。そのひとつの類型が、石綿を曝露した会社に定年まで勤めあげ、再雇用してから石綿疾病を発症するというものである。

従来の取り扱いは、定年退職後の再雇用も「継続勤務」と解釈し、再雇用時の平均賃金にするというものである。*

2016年4月12日に労働保険審査会の審理が行われた、茨木労働基準監督署の事案の概要は、次のとおりである。

被災者は、1969年に入社し、アスベストパッキングの加工業務等に従事し、2012年7月に定年退職となり、同年8月から2013年6月まで契約社員として勤務していた

が、退職後の同年9月に悪性胸膜中皮腫と診断された。

監督署長は、当該疾病の発症が業務上によるものとして休業補償給付の支給決定を行い、給付基礎日額を契約社員の時々の賃金をもとに算定したところ、被災者は当該給付基礎日額を不服としたものである。

上記審理では、仮に定年前に発症した場合、また、被災者が再雇用しなかった場合、はたまた、傍系会社に再就職した場合に定年時の相当額になったと考えられ、このような偶然の事由によって労災の日額に大差が生じるのはおかしいなどと主張した。

その結果、2016年7月20日に原処分を取り消す裁決が出され

施行規則により定められているが、石綿に関しては特別な規定も通達も存在しないというものであります。

今、労働保険審査会の裁決を踏まえてと言っていました。その内容を本当に徹底していく上でも、そういう内容を踏まえた取り扱いについて、通達なり周知徹底が必要だと思わんですが、いかがですか。」

これを受け、2017年6月26日に「定年退職後同一企業に再雇用された労働者が再雇用後に石綿関連疾患等の遅発性疾患を発症した場合の給付基礎日額の算定について」と題する通達が出された（基補発0626第1号-75頁参照）。この通達では、かかる場合の日額の決定については「当面の間、本省で個別に判断することとするので、現在調査中のものも含め、該当事案を把握次第、本省に報告すること」とされている。

アスベスト疾患患者と家族の会としては、再雇用の低額だけでなく、労災特別加入の低額、石綿に曝露した事業場を若年時に離職した場合の低額も問題にしている。特別加入については、2009年8月6日付けの「労働者としての石綿ばく露期間のある特別加入者の給付基礎日額の取扱について」で一部是正されているものの、このたびの再雇用低額の是正を含め、過去決定分への遡及適用がない。

石綿疾病の被災者を迅速に救済するため、最終曝露事業場で以て平均賃金を算定してきた

が、杓子定規であってはならず、また本来労災法の迅速かつ「公正」な救済が必要である。低額問題の抜本的な解決、過去に低額にされた患者と家族（遺族）の救済のため、引き続き運動する。

* 労働基準法上、定年退職から再雇用にまたがって、有休の発生や平均賃金の算定が問

題になる場合、労働者の権利を保護するため、1970年1月22日付けの基収第4464号通達や1988年3月14日付けの基発第150号通達により（労働基準法解釈総覧102頁、432頁）、定年前後を「継続勤務」と解釈している。



（斎藤洋太郎）

全国安全センター長野総会

長野●黒鉛電極工場見学、盛り沢山の内容

10月28-29日にかけて、全国労働安全衛生センター連絡会議の第28回総会が、長野県大町市の立山プリンスホテルを会場に開催された。1日目は、昭和電工大町工場の見学からはじまった。工場内の会議室において、会社概要について説明を受けた。大町工場は、アルミニウムの精錬工場として昭和8年に設立され、翌9年に日本で初めて工業生産に成功した歴史を持ち、現在では黒鉛電極を主力に生産を行っている。世界の粗鋼生産の約3割は鉄スクラップを溶かして再生する電気炉鋼で、鉄を溶かすために電極から放電されるアークを利用する。高温に耐えられる電極が、大町工場で生産している黒鉛電極である。世界最大の黒鉛電極は、直径32インチで重量2.5トンにもなり、工場の入り口に飾られていた。また、電極の生産に大量の電気が必要な

ため、自家発電用に3つの発電所を備えており、発電所の見学もさせていただいた。初めての経験であった（記念写真別掲）。

その後、ホテルに戻り、地元団体からの3本の報告に学んだ。1本目は長野県アスベスト対策センター準備会の鶴飼代表から長野県全体の取り組みを、2本目はNPO法人ユニオンサポートセンターの荒井事務局長より相談業務を中心とした取り組みについて、3本目は昭和電工ユニオンの大塚さんから職場の安全衛生活動について報告を受けた。

2日目は、国鉄からJRにかけて長野工場勤務し、悪性胸膜中皮腫を発症し労災申請中の小林信五さんの特別報告からはじまった。小林さんは、JR長野総合車両センター在職時にアスベストに曝露したとして労災申請を進めていたが、JR長野支社は事業主証明を拒否。現在、所属する